法　　務

平成21年度11月期司法修習生採用選考公告

最高裁判所は、裁判所法(昭和22年法律第59号)第66条の規定に基づき、平成21年度11月期司法修習生採用選考を次のとおり実施する。

1　選考を受けることができる者（選考資格）

次に掲げる者は、２に該当する場合を除き、選考を受けることができる。

司法試験法（昭和24年法律第140号)による司法試験に合格した者（ただし、高等試験令（昭和４年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者及び平成14年法律第138号による改正前の司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は平成14年法律第138号附則第７条第１項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者を除く。）

2　選考を受けることができない者（欠格事由）

⑴　禁錮以上の刑に処せられた者

⑵　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

⑶　破産者で復権を得ない者

3　選考の内容、期日及び場所

⑴　内容及び方法

ア　書面審査　選考申込書等の提出書類の記載により、選考資格の有無、欠格事由の有無等について審査する。

イ　健康診断　選考申込者が提出する健康診断票（所定の様式）に基づいて、修習に耐えられる健康状態かどうかを判定する。

なお、精密検査が必要と判定された場合等は、追加書類の提出や、最高裁判所での健康診断（面接と同日に実施）の受検を求める場合がある。

ウ　面接　ア、イの結果、必要があると認めた場合に実施する。

エ　欠格事由調査

⑵　面接の期日及び場所

期日　平成21年10月29日（木）

場所　最高裁判所

4　選考の申込方法等

⑴　申込受付期間　平成21年９月10日（木）から同月17日（木）まで（９月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

⑵　申込書等用紙の入手方法　申込書等用紙は、次の方法により平成21年８月３日（月）から同年９月17日（木）まで入手することができる。

ア　ウェブサイトからダウンロードする方法

最高裁判所ウェブサイトからダウンロードすることができる。

イ　来庁による方法　最高裁判所並びに大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の高等裁判所において、来庁者に対して交付する（いずれも土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時まで）。

ウ　郵送による方法　⑶の申込先に、用紙の送付を希望する者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形２号：長さ33㎝、幅24㎝程度）に510円相当の郵便切手をちょう付したものを送付する（返信用封筒を送付する際の封筒には、「採用選考申込書類請求」と朱書きする。）。

⑶　申込先　〒102―8651　東京都千代田区隼町４番２号　最高裁判所事務総局人事局任用課試験第一係

平成21年７月１日　　最高裁判所

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十一年七月一日

中国経済産業局長　長尾　正彦

一　件名　因の島ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十一年七月二十二日　午後二時から

三　場所　因島市民会館第四会議室（広島県尾道市因島土生町八十八番地の一）

四　事案の要旨

1　ガス料金の変更、原料費調整制度に係わる指標等の変更、一般ガス供給約款の区分の変更等

2　詳細は、中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）及び因の島ガス株式会社（広島県尾道市因島田熊町五〇三七番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した中国経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「因の島ガス関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十一年七月八日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号七三〇―八五三二　広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、中国経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「因の島ガス関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十一年七月八日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課に到達するよう申し込むこと。

なお、申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

中国経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

因の島ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　　告

諸　　事　　項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の２の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の２の許可を受けた者から、法第35条の３の３において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の３において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成21年７月１日　　経済産業大臣　二階　俊博

名　　称	本　店　の　所　在　地	許可番号	営業廃止年月日
有限会社ひろなか友の会	福岡県直方市津田町３番２号	友第8057号	平成21年６月15日